# 気候変動枠組条約締約国会議(COP)及び京都議定書締約国会合(COP/MOP)等 における二酸化炭素回収・貯留(CCS)の検討状況

# 1.クリーン開発メカニズム(CDM)における CCS の検討状況

#### (1)京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP1:2005年11~12月)における決定

議題:CDMへの追加ガイダンスにおいて以下の一連の決定がなされた。

各国が 2006 年 2 月 13 日までに、CCS を CDM とすることについて、特にプロジェクト境界、 リーケージ、永続性について考慮しつつ、UNFCCC 事務局に対して、サブミッション(意見 書)を提出すること。

2006年5月の気候変動枠組条約補助機関会合(SBSTA24)の際には、本議題を検討するため、

「二酸化炭素回収・貯留と CDM に関するワークショップ」を開催すること。

CDM 理事会に対して、COP/MOP2 決定の勧告をまとめるために、CCS - CDM のための新規方法 論の提案を要請すること(request)。

COP/MOP 2 において、CCS を CDM とすることについて、CDM 理事会への指針が決定されるように、各国からのサブミッション、上記ワークショップの報告書、CDM 理事会からの勧告を 検討すること。

(2) COP/MOP1 以降の状況

COP/MOP1の決定を受け、各国からのサブミッションの提出が行われた。

(3) CCS/CDM に関する方法論の申請

CCS を CDM プロジェクトとすることを意図して、日本の事業者から以下のプロジェクトについてベースライン・モニタリング方法論の申請が既に行われている。

ベトナムの油田への地中隔離・貯蔵

- (ア) 排出削減予測量:460 万トン/年平均、合計3,200 万トン/7 年
- (イ) プロジェクト概要: CCGT (コンバインド・サイクル・ガスタービン)からの二酸化炭素
  を回収・隔離し、White Tiger 油田(地中)に注入し貯蔵する。2010 年より事業開始予
  定。

マレーシアの沖合海底下での貯蔵

- (ア) 排出削減予測量:300万トン/年平均、合計2,100万トン/7年
- (イ) プロジェクト概要:LNG 施設からの二酸化炭素を回収し、120 キロ沖合海底下の帯水層へ
  注入し貯蔵する 2011 年より事業開始予定。

## (4) 京都議定書第2回締約国会合(COP/MOP2:2006年11月)における決定

CCS(二酸化炭素回収・貯留)プロジェクトを CDM として実施することについて、COP/MOP 4 (2008 年末)でのガイダンスの採択に向けてのプロセスや解決すべき課題について決定された。

解決すべき課題として明記されたものは以下のとおり。

- ・ 二酸化炭素の貯留サイトからの長期にわたる漏洩リスクの評価
- ・ 貯留サイトにおける長期間の管理責任の扱い
- ・ 貯留サイトの選定に関する評価方法
- ・ 国境をまたぐプロジェクト境界の扱い

## 2. CCS のインベントリでの取り扱いについて

#### (1) 関係規定

1996 年 IPCC ガイドラインでは CCS の算定方法は記されていない。

COP 3 決定により第1約束期間のインベントリには1996年ガイドラインを参照することとされている。

京都議定書 Article 5

• • •

2. Methodologies for estimating anthropogenic emissions by sources and removals by sinks of all greenhouse gases not controlled by the Montreal Protocol shall be those accepted by the Intergovernmental Panel on Climate Change and agreed upon by the Conference of the Parties at its third session. Where such methodologies are not used,  $\cdot \cdot \cdot$ 

Decision 2/CP.3 Methodological issues related to the Kyoto protocol

• • •

1. Reaffirms that **Parties should use the Revised 1996 Guidelines** for National Greenhouse Gas Inventories of the Intergovernmental Panel on Climate Change to estimate and report on anthropogenic emissions by sources and removals by sinks of greenhouse gases not controlled by the Montreal Protocol;

UNFCCC インベントリ報告ガイドラインでは、

- ・ FCCC/CP/1999/7 では、二酸化炭素回収に関する記載無し。
- FCCC/CP/2002/8, para.26 において下記の言及あり。
- ・ FCCC/SBSTA/2004/8, para.26 において言及あり。FCCC/CP/2002/8 から変更無し。

26. If Annex I Parties account for effects of  $CO_2$  capture from flue gases and subsequent  $CO_2$  storage in their inventory, they should indicate in which source categories such effects are included, and provide transparent documentation of the methodologies used and the resulting effects.

2005.9 に CCS に関する IPCC 特別報告書が IPCC の WG 3 において採択。 2006.10 に 2006 年 IPCC ガイドライン(1996 年ガイドライン以降に得られた新たな知見を盛り込

んだガイドライン)が公表された。ガイドラインではCCSの計上方法について記載されている。

### (2) インペントリでの取り扱い

2006 年 IPCC ガイドラインで CCS の計上方法については記載されているものの、これはあくまで技術論をまとめたガイドラインである。現時点では、CCS による削減量を京都議定書第一約束期間(2008 年 - 2012 年)に適用することについては決定されていない。